

保育施設利用に関する確認票(同意書)

↓ 確認したら☑を入れてください。

チェック	申込上の確認事項
●申請について	
1	<p>利用申請に必要な以下の書類は、申込締切日までに必ず提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書 兼 保育園等利用申込書 ・緊急連絡票 ・問診票 ・保育施設利用に関する確認票(同意書) ※この書類です。 ・就労証明書 または 保育を必要とする事由を証明するもの <p>※利用希望月の時点で65歳未満である同居の祖父母がいる場合、保育を必要とする事由の証明(「就労証明書」「診断書」など)をご提出いただかないと、優先順位が下がります。</p>
2	<p>就労内容や世帯などの状況に変更が生じた場合は、「変更届」・「支給認定証」に必要な書類を添付し、すみやかにこども保育課へ提出してください。申込内容が事実と異なる場合は、利用承諾を取り消す場合があります。</p>
3	<p>希望園等を変更する場合は、変更希望月の締切日までにご連絡ください。(電話可) ※同意書が必要な園は電話のみでの変更はできません。締切日までに同意書を提出してください。</p>
4	<p>利用が決定してから辞退することは原則としてできません。ご事情により辞退した場合、申込み内容の継続はできません。それ以降も利用の希望がある場合は、改めて利用の申込みが必要です。(提出済の書類を使用することはできません) ※正当な理由なく入園を辞退し、当該年度内に再度利用申込みをした場合には、入園選考の際に優先度が下がります。</p>
5	<p>就労(予定を含む)を事由に申込みの場合は提出して頂いた就労証明書の職場での就労が必須となります。入園決定後に就労証明書のとおり就労開始できない場合、指数(P10)に影響が出る範囲の勤務日数・時間の変更が生じた場合は、入園決定を取り下げる可能性があります。</p>
6	<p>利用申込書は、年度末まで有効になるため、次年度の申込みについては再度申込みが必要となります。取り下げる場合は、至急こども保育課までご連絡ください。</p>
7	<p>個人番号(マイナンバー)の記載について、記載漏れ等があった場合、住民基本台帳ネットワークから個人番号を確認する場合があります。</p>
8	<p>育児休業取得中に利用が決定した場合、入園月以内に復職していただく必要がありますので、「就労証明書」の時間、日数どおりに育児休業前の職場へ復帰してください。</p>
9	<p>受け入れ体制が整わないなど園の状況によっては、お子さまの受け入れを行わない場合があります。 ※希望園が少ない場合は、希望園を増やすなどご検討ください。</p>
●保育の要件について	
10	<p>求職中の方は、<u>利用開始後4か月以内に就労を開始し、「変更届」・「就労証明書」・「支給認定証」を必ず提出してください。</u>提出がない場合、退園となります。 ※期間は、失業手当の給付期間が延長されたことに伴う暫定措置(2か月→4か月)のため、変更になる場合があります</p>
11	<p>第2子などの妊娠がわかったら、分娩予定月の3か月前までに、「変更届」・「母子手帳(分娩予定日が記載されたページ)(写)」・「支給認定証」をこども保育課へ提出してください。 ※出産要件で利用できる期間は、出産予定月とその前後2か月ずつの計5か月以内です。</p>
12	<p><u>育児休業期間を変更する場合は、「変更届」と育児休業期間が変更された「就労証明書」の再提出が必要</u>です。</p>
13	<p>疾病、看護の事由で利用する場合、病状の改善等により事由がなくなった場合は退園となります。</p>
●保育施設の利用について	
14	<p>就労内容や世帯などの状況に変更が生じた場合は、「変更届」・「支給認定証」に必要な書類を添付し、すみやかにこども保育課へ提出してください。提出がない、確認が取れない場合は退園となる可能性があります。</p>
15	<p>利用できる時間は、通勤時間なども考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。(最長11時間)</p>
16	<p>1週間以上欠席する場合は、事前に利用施設にお知らせください。2か月を超えて欠席する場合は原則、退園となります。なお、長期欠席中でも保育料はかかります。</p>
17	<p>年度更新の時期に必要な書類の提出がない場合は、退園となります。</p>
18	<p>佐倉市外に転出する方は原則退園となります。転出後も継続して利用を希望する場合は、必ず転出前に佐倉市及び転出先の市区町村にご相談ください。</p>

※裏面に続きます

↓ 確認したら☑を入れてください。

チェック	申込上の確認事項
●保育料について	
19	保育料は1か月単位となっており、在園中は、出席日数にかかわらず1か月分の保育料をいただきます。（退園または育休復帰により途中入退園の方は、別に定める額となります）
20	保育料は、世帯の市民税額により算定します。父母の市民税が非課税の場合、同居している祖父母の市民税額から保育料を算定することがあります。
21	保育料の滞納があった場合、法令に基づいて直ちに督促状が送付されます。また、預貯金や給与、財産等の差し押さえ等の対象となります。
22	保育料を納付期限内に納付されていない方(保育料の滞納がある方)を対象に、児童手当から保育料を直接徴収する場合があります。
23	世帯等の状況に変更が生じたことに伴い、保育料が変更になる場合があります。保育料が減額変更になる場合に、届出が遅れると保育料は遡って還付することができません。
24	必要となる場合は、該当年度の市町村民税の課税情報等を取得することがあります。他にも、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 ※例：戸籍、住民票、課税証明書、生活保護受給者証、認可外保育施設等の通園児の健康状況や世帯・認定状況
●お子さまの健康状態等について	
25	申込み後、お子さまの心身の状況に変化（アレルギー、重篤な病気等）があった場合は、こども保育課までご連絡ください。アレルギーは入園時に医師の指示書等が必要となりますので、こども保育課から書式を郵送致します。
26	保育所保育指針（厚労省）及び幼保連携認定こども園教育・保育要領（文科省・厚労省）に基づき、お子さまの心身の健康と健やかな発育発達を図るために、保育園及びこども保育課は、関係機関（保健センター、ことばと発達の相談室、さくらんぼ園、レインボー、小学校、教育センター、学童保育所等）と情報を共有し、連携を図ります。
27	お子さまが感染症に罹患すると、保育施設ではお預かりできない場合があります。保育施設の保健対応は、学校保健安全法に準拠して実施しています。感染症に罹患したお子さまの速やかな体調の回復と共に、保育所では周囲への感染拡大防止の観点から、学校保健安全法施行規則の出席停止の期間の基準に準じ、感染症罹患後の登園のめやすを定めています。感染症治癒後に登園するときは、医師による「佐倉市登園許可証明書」または、保護者による「佐倉市登園届」を提出してください。感染症の種類によって、様式が異なります。
28	保育園等における感染症対策ガイドライン（厚労省）に基づき、定期の予防接種として接種可能な予防接種については、できるだけ入園前の標準的な接種期間内に接種をお願いいたします。また、入園後も、接種した予防接種について保育園等にご連絡ください。
29	母子保健法に基づく乳児検診、1歳6か月児健診、3歳児健診はお子さまの成長発達の節目で実施される大切な健診になりますので、受診をお願いします。

令和3年9月作成

上記事項について、確認し了承しました。

住 所

保護者氏名